

資料編

1	障害者施策の動向	51
2	基本指針改正に関する取組	52
3	障害者計画・第四期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の進捗状況	54
(1)	障害者計画	54
(2)	第四期障害福祉計画	60
4	事業説明	64
5	計画策定の進め方	67
6	障害者地域自立支援協議会からのご意見等	68
(1)	障害者地域自立支援協議会	68
(2)	団体ヒアリング	68
(3)	障害者の住まい方に関する調査概要報告	69
(4)	障害児通所施設等利用者アンケート概要報告	70
7	設置要綱等	71



1 障害者施策の動向

(障害者自立支援法の施行)

- 近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。平成15年4月からの支援費制度により、サービス利用が措置から契約へ転換し、利用者がサービスを選択・決定できる仕組みが導入されました。平成18年4月には、身体・知的・精神の3障害に関するサービスの一元化や就労支援の抜本的強化等を内容とした障害者自立支援法が施行されました。

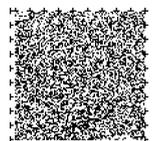
(障害者権利条約の批准に向けた障害者制度改革)

- 平成18年12月には、国連総会で「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択されました。国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法令の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成23年8月に障害者基本法が改正され、「相互に尊重し合う共生社会の実現」をその目的とし、「差別の禁止」を明確化しました。これに続き、差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、平成28年4月より施行されました。
- 平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立し、障害者虐待防止に向けた体制整備が進められました。平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が改正され、雇用分野における差別の禁止、精神障害者の雇用率算定が盛り込まれました。
- 平成24年6月には、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変更し、障害者の範囲の拡大、障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。

(共生社会の実現に向けた施策の総合的展開)

- こうした取組を経て、わが国においても、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。今後は、障害者権利条約や障害者基本法を踏まえ、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、また、障害者が自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした共生社会の実現に向けた施策を総合的に展開することが求められています。

障害者権利条約…障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を図るもの。障害に基づくあらゆる差別の禁止などの規定がある。日本は平成26年1月に条約締結した。



(障害者総合支援法・児童福祉法の改正)

- 平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障害者の望む地域生活の支援の充実、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を図ることとしています。また、障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、あらたに障害児福祉計画を策定することが定められました。
- 地域を基盤とする包括的支援を強化するため、障害者総合支援法、介護保険法等を改正し、障害者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービスが位置づけられました。

2 基本指針改正に関する取組

- 障害者施策の動向等を踏まえ、「障害福祉計画および障害児福祉計画策定に係る基本的な指針」が改正されました。
基本指針の改正に関する取組は、つぎの 2 項目です。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を推進します。

【取組】

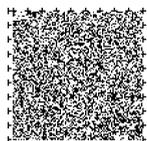
- ・「障害者差別解消法」広報・啓発活動等により、障害を理由とする差別の解消を推進
- ・「ねりまユニバーサルフェス」等を通じた、障害のある方とない方との相互理解や交流の拡大
- ・「一般就労の促進をはじめとした障害者の社会参加の拡大」による障害者の経済的自立と生きがいのある生活の推進
- ・相談支援専門員とケアマネジャーの情報共有など、障害福祉サービス事業者と介護保険事業者との連携を強化 等

(2) 障害児支援の提供体制の整備等

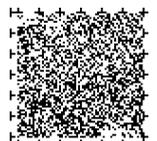
こども発達支援センターを中心に、成長に応じた切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

【取組】

- ・「こども発達支援センターの相談体制の充実」による早期の相談や支援の実施



- ・「保育所等訪問支援」による障害児や保護者等へのサービス提供の充実
- ・「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づく障害児の受入れの推進
- ・「医療的ケア児支援のための協議の場」を設置し、地域での切れ目のない支援体制を構築 等



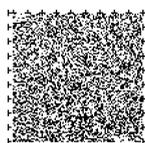
3 障害者計画・第四期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の進捗状況

(1) 障害者計画

① 重点施策

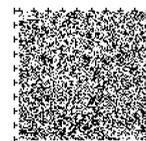
※印は、平成29年10月調査時点で把握できる実績です。

事業名	27年度	28年度	29年度見込
1 障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化			
相談支援の実施	障害者地域生活支援センターの相談支援機能強化	障害者地域生活支援センターの相談支援機能強化	障害者地域生活支援センターの相談支援機能強化
民間「計画相談支援」事業所総数	21事業所	25事業所	26事業所
地域精神保健相談員の配置	2名配置 (うち1名は10月から配置)	2名配置	2名配置
2 重症心身障害児(者)の家族支援事業(在宅レスパイト事業)を新設			
○利用決定者 ○利用実績	7月事業開始 33名 延70回	44名 延162回	55名 延256回
3 地域で暮らし続けられる住まいの確保(障害者グループホームの整備促進)			
重度障害者 グループホーム	公有地等の用地調整 民間事業者による整備10室	公有地等の用地調整	都有地整備での事業者募集
中軽度障害者 グループホーム	378室	406室	432室
4 障害者の就労を推進			
就労支援の実施	就労支援マニュアルの作成	就労支援ネットワーク会議等を活用した就労支援強化	就労支援ネットワーク会議等を活用した就労支援強化
福祉施設等から一般就労した年間の障害者数	年間154人	年間173人	年間160人
共同受注窓口の設置	共同受注窓口設置 契約件数 26件	共同受注窓口実施 契約件数 86件	共同受注窓口実施 契約件数 100件
5 日中活動の場の充実(福祉園の整備・拡充)			
日中活動の場の充実(福祉園の整備・拡充)	利用者の増加見込みの検討 庁内調整	高野台運動場用地における福祉園の整備 (練馬区公共施設等総合管理計画)	事業者選定

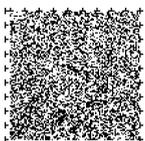


② 分野別施策に関連する事業

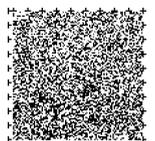
事業名	27年度	28年度	29年度見込
施策1 ケアマネジメント体制の強化			
☆ 民間「計画相談支援」事業所の拡充 ○民間「計画相談支援」事業所総数	21事業所 相談支援事業者 研修会 2回/年	25事業所 センター主催による 相談支援従事者 連絡会開催(9回)	26事業所 センター主催による 相談支援従事者 連絡会開催(6回)
☆ 訪問支援(アウトリーチ)事業	地域精神保健相談 員の配置(2名) 訪問支援 75名	地域精神保健相談 員の配置(2名) 訪問支援 119名	地域精神保健相談 員の配置(2名) 訪問支援 ※110名
SNSを利用した障害者福祉 情報の発信 ○区公式ツイッター発信	13回/年	14回/年	14回/年
(仮称)発達障害者支援連絡 会の開催	自立支援協議会に おいて発達障害者 支援における課題 を整理	発達障害者 支援連絡会 3回/年	発達障害者 支援連絡会 3回/年
施策2 暮らしを支える介護・援助の充実			
☆ 重症心身障害児(者)在宅レス パイト事業 ○利用決定者 ○利用実績	7月事業開始 33名 延70回	44名 延162回	55名 延256回
「居宅介護」 「重度訪問介護」 ○利用者数 ○利用時間	977人/月 53,111時間/月	971人/月 53,956時間/月	1,014人/月 53,935時間/月
日中活動の場の充実	利用者の増加見込 みの検討 庁内調整	高野台運動場用地 における福祉園の 整備 (練馬区公共施設 等総合管理計画)	事業者選定
短期入所事業	整備方法の 検討	整備方法の 検討	民間事業所数 9所
練馬障害福祉人材育成・研修 センターの運営 ○基礎研修 ○階層別研修 ○啓発研修	50回/年 26回/年 2回/年	50回/年 29回/年 3回/年	61回/年 14回/年 5回/年



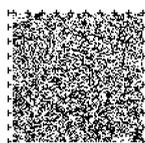
事業名	27年度	28年度	29年度見込
施策3 住まいの場の拡充			
☆ 重度障害者に対応したグループホームの整備	公有地等の用地調整 民間事業者による整備 10 室	公有地等の用地調整	都有地整備での事業者募集
☆ 中軽度障害者に対応したグループホームの整備	民間事業所 378 室	民間事業所 406 室	民間事業所 432 室
住宅のバリアフリー化 ○住宅改修費助成	33 件/年	48 件/年	39 件/年
住まいの相談	自立支援協議会において住まいに関する課題と必要な支援について協議	障害者の住まい方に関する調査を実施	各相談窓口等における情報提供等の実施
施策4 障害児支援の充実			
乳幼児健康診査 ○4 か月児健康診査 受診率	95.0%	94.1%	96%
○1 歳 6 か月児健康診査 (歯科) 受診率	88.5%	89.2%	89%
○3 歳児健康診査 受診率	92.2%	93.0%	94%
こども発達支援センターによる区民向け講演会等の実施	2 回/年	2 回/年	2 回/年
障害児発達支援連携会議の開催 ○実務者会議 ○個別会議	2 回/年 34 回/年	2 回/年 55 回/年	2 回/年 50 回/年
障害児通所支援事業所支援の充実 ○研修への講師派遣 ○実習受入れ ○講習会	6 回/年 102 名/年 1 回/年	3 回/年 34 名/年 2 回/年	5~6 回/年 85 名/年 2 回/年
特別支援教育に関わる教員の専門性の向上および支援体制の充実 ○特別支援教育研修会 ○特別支援教育コーディネーター研修会 ○学校生活支援員研修会	3 回/年 4 回/年 3 回/年	2 回/年 4 回/年 2 回/年	2 回/年 3 回/年 2 回/年



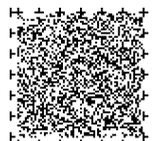
事業名	27年度	28年度	29年度見込
施策5 障害者の就労を推進			
☆ 一般就労の促進 ○福祉施設等から一般就労した障害者数	154人/年	173人/年	160人/年
☆ 職場定着支援事業 ○職場定着のための就労支援員派遣	2,528回/年	2,307回/年	2,000回/年
障害特性に応じた支援の充実 ○就労支援事業者向けセミナーの開催	3回/年 支援マニュアルを作成	3回/年 支援マニュアルの配布	3回/年 支援マニュアルの配布
☆ 共同受注体制の整備 ○契約件数 ○受注金額 ○区内企業訪問 ○作業所平均工賃月額	26件 3,745,062円 513件 11,803円	86件 1,907,339円 1,015件 11,159円	100件 2,000,000円 1,000件 10,993円
施策6 社会参加の促進			
「移動支援」「行動援護」「同行援護」 ○利用者数 ○利用時間	1,296人/月 24,626時間/月	1,156人/月 22,959時間/月	1,215人/月 24,244時間/月
練馬 En カレッジ 地域福祉 パワーアップカレッジねりま	7期生卒業 38名 9期生入学 41名	8期生卒業 34名 10期生入学 39名	9期生卒業 32名 11期生入学 20名
障害者スポーツの指導者育成	スポーツ推進委員に対して、東京都が実施している障害者スポーツ指導員養成講習会の受講を推奨し、有資格者を増員	スポーツ推進委員に対して、東京都が実施している障害者スポーツ指導員養成講習会の受講を推奨し、中級1名、初級2名の有資格者を増員	研修1回/年
ふれあいバザールねりま	2回/年	2回/年	2回/年



事業名	27年度	28年度	29年度見込
施策7 権利擁護の推進			
障害者差別解消の啓発事業	障害者虐待防止および障害者差別解消に関する啓発用パンフレットの作成	障害者差別解消に関するパンフレット（わかりやすい版）の作成 啓発事業の実施	講演会・説明会等の開催 5回/年
障害者虐待防止センター事業	啓発用パンフレット作成 障害者虐待防止センター、虐待通報専用ダイヤル運営	障害者虐待防止センター、虐待通報専用ダイヤル運営	虐待通報、届出に対し、虐待防止センターや総合福祉事務所、保健相談所が必要に応じて連携した虐待対応実施
啓発研修 「マイフレンド講座」	受講者 12人/年	受講者 23人/年	受講者 30人/年
成年後見制度利用の周知・利用促進	地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 27回/年 相談会 4回/年 後見人への報酬助成 1件 地域ネットワーク会議 年2回	地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 15回/年 相談会 2回/年 後見人への報酬助成 3件 地域ネットワーク会議 年2回	地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 20回/年 相談会 3回/年 後見人への報酬助成 5件 地域ネットワーク会議 年3回
施策8 安全・安心な暮らしの支援			
福祉避難所の拡充	福祉避難所 39か所 全ての福祉避難所に無線機を配備	福祉避難所 39か所 備蓄物資の充実および無線機定期訓練開始	福祉避難所 40か所 福祉避難所新規指定施設へ無線機配備
ヘルプカードの周知・啓発	啓発事業 6回/年	啓発事業 6回/年	啓発事業 6回/年
公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	障害者等への意見聴取 3件	障害者等への意見聴取 3件 バリアフリー冊子発行	障害者等への意見聴取 2件 バリアフリー冊子発行



事業名	27年度	28年度	29年度見込
施策9 保健・医療体制の充実			
☆ 訪問支援（アウトリーチ）事業	地域精神保健相談員の配置 訪問支援 75名	地域精神保健相談員の配置 訪問支援 119名	地域精神保健相談員の配置 訪問支援 ※110名
地域移行・地域生活支援情報の充実	石神井・大泉地域で、精神疾患のある方向けの「メタボ予防ウオーキング・居場所マップ」の原案を作成	「メタボ予防ウオーキング・居場所マップ」を完成させ、1万部発行し関係機関で配布	地域支援機関との協働で作成した、石神井・大泉地域の居場所を記載したウオーキングマップ「はじめてのさん歩応援マップ」の利用
難病等に関する講演会等の実施	難病講演会 2回／年	難病講演会 2回／年	難病講演会 2回／年
医療関係者向け研修会の実施	実施内容・方法の検討	実施内容・方法の検討、医師会と調整	研修実施 1回／年

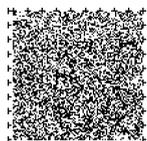


(2) 第四期障害福祉計画

① 障害福祉サービス・目標値と実績値（上段が目標値、下段が実績値）

※ 平成 29 年度は、平成 29 年 10 月の提供実績

サービス名		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護	人 / 月	870 824	857 882	875 880	893 913
	時間 / 月	19,140 16,211	16,712 17,681	17,063 17,500	17,414 17,586
重度訪問介護	人 / 月	100 107	97 95	99 91	101 96
	時間 / 月	35,800 37,322	34,920 35,430	35,640 36,456	36,360 35,487
行動援護	人 / 月	2 8	8 6	8 4	10 5
	時間 / 月	36 369	424 189	424 148	530 161
重度障害者等包括支援	人 / 月	2 0	1 0	1 0	1 0
	時間 / 月	868 0	434 0	434 0	434 0
同行援護	人 / 月	300 203	204 200	209 211	214 209
	時間 / 月	9,800 8,012	8,568 8,177	8,778 7,982	8,988 8,315
生活介護	人 / 月	1,014 1,002	1,035 1,032	1,065 1,054	1,094 1,078
	日数 / 月		19,665 20,809	20,235 21,600	20,805 21,454
自立訓練 (機能訓練)	人 / 月	20 17	24 17	24 27	26 22
	日数 / 月		288 203	288 286	312 197
自立訓練 (生活訓練)	人 / 月	45 38	42 34	42 31	44 39
	日数 / 月		546 436	546 453	572 610
就労移行支援	人 / 月	225 180	195 201	205 221	216 250
	日数 / 月		3,120 3,257	3,280 3,704	3,456 4,162
就労継続支援 A 型	人 / 月	85 94	97 104	99 128	101 133
	日数 / 月		1,940 2,007	1,980 2,400	2,020 2,413

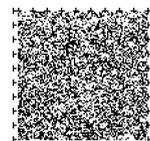


サービス名		26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援B型	人/月	979 1,011	1,030 1,030	1,060 1,091	1,085 1,134
	日数/月		17,510 17,255	18,020 18,392	18,445 18,315
療養介護	人/月	60 72	72 70	72 77	73 80
	短期入所	225 232	242 253	254 264	267 276
施設入所支援	人/月	430 429	436 424	433 450	430 455
	共同生活援助	364 480	515 530	555 572	595 549
計画相談支援	人/月	630 316	744 410	786 520	823 461
	地域移行支援	25 2	6 2	6 2	8 0
地域定着支援	人/月	15 2	1 4	1 2	1 0

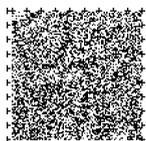
② 地域生活支援事業・目標値と実績値（上段が目標値、下段が実績値）

※ 平成29年度は、平成29年10月までの提供実績

サービス名		26年度	27年度	28年度	29年度
(1)理解促進研修・啓発事業			実施	実施	実施
			実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業			実施	実施	実施
			実施	実施	実施
(3)相談支援事業					
①障害者相談支援事業	設置数	4	4	4	4
		4	4	4	4
基幹相談支援センター			設置	設置	設置
			設置	設置	設置
(4)成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施	実施
		実施	実施	実施	実施
(5)意思疎通支援事業					
①手話通訳者派遣事業	件数/年	2,600	2,950	2,950	2,950
		3,000	2,851	3,027	1,735
②要約筆記者派遣事業	件数/年	360	320	320	320
		341	303	342	164



サービス名		26年度	27年度	28年度	29年度
(6)日常生活用具等給付事業					
①介護・訓練支援用具	件数/年	70	50	50	50
		43	52	65	28
②自立生活支援用具	件数/年	165	180	180	180
		168	157	178	93
③在宅療養等支援用具	件数/年	85	110	110	110
		93	93	99	51
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	190	260	260	260
		241	230	216	177
⑤排泄管理支援用具	件数/年	11,600	11,000	11,000	11,000
		10,204	11,863	11,747	5,963
⑥住宅改修	件数/年	55	30	30	35
		20	33	48	11
⑦緊急通報システム	件数/年	35	12	14	15
		12	11	9	8
⑧火災安全システム	件数/年	5	1	—	—
		0	0	—	—
(7)移動支援事業	人/月	975	857	874	892
		889	1,090	941	910
	時間/月	12,100	13,712	13,984	14,272
		13,828	16,260	14,829	14,254
(8)地域活動支援センター					
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	4	4	4	4
		4	4	4	4
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1	1
		1	1	1	1
	人/月	32	28	28	28
		29	20	25	21
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	2	2	2	2
		2	2	2	2
	人/月	20	18	22	28
		21	26	33	32

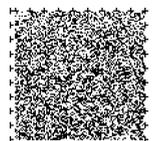


サービス名		26年度	27年度	28年度	29年度
(9)その他の事業					
①訪問入浴サービス	件数/年	2,900	2,950	3,000	3,050
		3,128	3,553	3,589	2,125
②知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1	1
		1	1	1	1
③日中一時支援事業	人/月	160	160	160	160
		118	183	125	105
	日数/月	640	460	460	460
		315	437	314	276
④手話講習会事業	人/年	290	200	200	200
		206	222	276	263
⑤自動車運転免許取得助成事業	件数/年	10	8	8	8
		5	7	6	3
⑥自動車改修費助成事業	件数/年	10	10	10	10
		9	6	6	5

③ 障害児支援（児童福祉法に基づく事業）目標値と実績値

（上段が目標値、下段が実績値）※平成29年度は、平成29年10月の提供実績

サービス名		26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月		525	552	580
			603	669	716
	日数/月		3,150	3,312	3,480
			3,564	3,896	4,509
放課後等デイサービス	人/月		546	574	603
			682	774	867
	日数/月		5,733	6,027	6,151
			7,803	8,897	9,188
保育所等訪問支援	人/月		1	1	1
			0	0	0
	日数/月		2	2	2
			0	0	0
医療型児童発達支援	人/月		1	1	2
			0	3	4
	日数/月		8	8	16
			0	21	29
障害児相談支援	人/月		198	216	236
			163	89	140



4 事業説明（障害者総合支援法および児童福祉法に規定する事業）

(1) 障害福祉サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。
重度訪問介護	重度の障害者で、常に介護を必要とする障害者に自宅等で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動の援護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労に結びついていない障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定年齢に達している障害者に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した障害者について、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する方等に対して、定期的な居宅訪問等を行い、相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、利用者の状況に応じて、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行います（モニタリング）。



サービス名	サービス内容
地域移行支援	入所または精神科病院に入院している障害者が退所または退院する際、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅で单身その他、家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行います。

(2) 地域生活支援事業

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が、日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者とその家族、地域の方などが自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することおよび権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	区内4か所の障害者地域生活支援センターが、基幹相談支援センターとして、当事者への総合的・専門的な相談支援や、地域の民間相談支援事業者への指導助言などを行います。
地域自立支援協議会	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議します。第五期障害福祉計画には掲載しませんが、協議は継続します。
市町村相談支援機能強化事業	専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援機能を強化します。第五期障害福祉計画には掲載しませんが、基幹相談支援センター等機能強化事業として継続します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に要約筆記者を派遣し、障害者とその他の者との意思疎通の仲介をします。
手話通訳者設置事業	総合福祉事務所に手話通訳者を設置することにより、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
介護・訓練支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「特殊寝台」「浴槽（湯沸器含む。）」「入浴担架」等です。
自立生活支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「歩行支援用具」「電磁調理器」「屋内信号装置」等です。
在宅療養等支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「電気式たん吸引器」「音声式体温計」「ネブライザー」等です。



サービス名	サービス内容
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「ポータブルレコーダー」「活字文書読上装置」「情報受信装置」等です。
排泄管理支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「排泄支援用具」「収尿器」「紙おむつ」等です。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	重度の身体障害者等が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。
緊急通報システム	重度の身体障害者が自宅で急病になったとき等のために、外部の受信施設へ緊急通報できる機器を貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センターⅠ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センターⅡ型事業	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型事業	地域の実情に応じ、障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
訪問入浴サービス	長期にわたり入浴が困難な在宅の身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
手話講習会事業	手話の技術講習、聴覚障害者福祉に関する講演会等を行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者等が自動車運転免許取得するのに要する費用の一部を助成します。
自動車改修費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。



(3) 障害児支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた未就学児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた就学している児童を対象に、放課後や夏休み期間等に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会などを提供します。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所や児童養護施設等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。また、利用している障害児通所支援の内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画の見直しを行います（モニタリング）。

5 計画策定の進め方

(1) 区民意見等の把握

ア 障害者地域自立支援協議会の開催

イ 障害者の住まい方に関する調査の実施（平成 28 年 9 月～10 月）

【対象】 身体障害者手帳・愛の手帳所持者、自立支援医療制度（精神通院）利用者、難病医療費助成制度申請者から、合計 8,638 名を無作為抽出

【方法】 郵送によるアンケート形式

ウ 団体ヒアリング（平成 29 年 5 月～6 月）

【対象】 19 団体（障害者団体、特別支援学校 P T A 等）

【方法】 意見書の提出および聴き取り

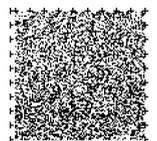
エ 障害児通所施設等利用者アンケートの実施（平成 29 年 6 月）

【対象】 区内の障害児通所施設を利用している方 979 名

【方法】 アンケート形式

オ 区民意見反映制度による意見把握（平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月）

【方法】 意見提出による意見聴取



(2) 庁内での検討

- ア 障害者計画検討委員会の開催（平成 29 年 5 月～平成 30 年 1 月・計 4 回）
- イ 分科会の開催（平成 29 年 5 月～平成 29 年 7 月・計 6 回）
 - ・ 障害福祉計画分科会
 - ・ 障害児福祉計画分科会

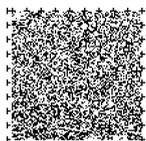
6 障害者地域自立支援協議会からのご意見等

(1) 障害者地域自立支援協議会

- ① 障害者自身および家族の高齢化が課題となっており、障害者の地域生活を支えていくためには、緊急時に対応できる支援体制を構築する必要がある。その一端を担う地域生活支援拠点については、障害福祉サービス事業者に加えて介護保険事業者や医療関係者等、幅広く関係機関との連携を強化し、地域生活を支えるための支援体制の充実を図る必要がある。
- ② 障害者個人の人権を尊重し、地域で望む生活を支援するため、障害の種別や程度などに関わらず、一人ひとりの障害者の特性を理解し、ニーズを把握して、適切な支援をする必要がある。障害者総合支援法の改正等により、就労定着支援や共生型サービス等、新たなサービスの導入が予定されている。制度の変化に柔軟に対応し、関係者との連携を図り、障害特性に応じた支援ができる事業所の育成が必要である。
- ③ 障害者の地域移行を進めるためには、多様な障害特性に応じたグループホームの整備、住まいの確保を支援する体制など多様な居住支援のあり方を検討する必要がある。また、地域社会全体の障害理解の促進のため情報発信や啓発に積極的に取り組み、地域住民と障害者が共に支え合い生活できる地域づくりを検討すべきである。
- ④ 医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、障害児支援通所事業所については、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・ガイドラインの遵守など事業所への支援等に力を入れるべきである。障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。

(2) 団体ヒアリング

- ① 本人の高齢化・重度化、家族の高齢化・介護力の低下等により、家での介護が難しい方が増えている。様々な障害特性に応じた居宅介護やグループホーム等の福祉サービスの充実を望む。
- ② 就労支援だけでなく、就労後の定着支援の充実を望む。また、障害者の高齢化、



重度化等に応じて、就労継続支援事業から生活介護等への移行が必要になる時がある。個々の状態の変化に応じて、柔軟なサービス利用ができる体制を望む。

- ③ 施設から地域への移行について検討する際、本人が地域での生活を体験したうえで決められるよう、体験の場所と支援の充実を望む。
- ④ 精神障害者の地域生活を支援するための協議の場には、当事者や家族を必ず委員として加え、当事者の声を聞いて議論すべきである。
- ⑤ 家族支援、家族のレスパイトの充実を望む。また、児童発達支援や放課後等デイサービスについて、専門的な療育が受けられるよう事業者への指導の充実を望む。
- ⑥ 医療的ケアを必要とする児童を支援するための協議会は、当事者の家族をはじめ、医療的ケア児をとりまく関係者一同が会する協議会となることを望む。また、本人と家族への支援を充実するため、医療的ケア児の受入れが極端に少ない状況を改善してほしい。

(3) 障害者の住まい方に関する調査概要報告

① 回答者の現在の住居状況および就労状況

ア 知的障害者

- ・両親との同居の割合（64.8%）が高く、介助者が母である割合（77.6%）が高い。
- ・仕事の形態は、福祉的就労（58.6%）が最も多い。
- ・障害福祉サービスの利用状況（63.5%）が他の障害に比べて高い。

イ 精神障害者

- ・両親との同居、ひとり親家庭、一人暮らしなど住まい方の状況は多様。
- ・仕事の形態は、非正規社員（職員）（40.3%）が最も多い。

ウ 身体障害者・難病患者

- ・配偶者との同居の割合が高い。
- ・仕事の形態は、正規社員（職員）が最も多い。

② 住まい方の希望の傾向（第1希望）

ア 知的障害者

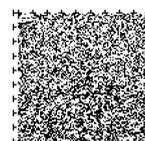
- ・家族と一緒に暮らしたい割合が5年後67.9%、10年後57.2%、20年後35.9%と最も多い。
- ・グループホームを希望する割合が10年後20.5%、20年後30.5%

イ 精神障害者

- ・家族と一緒に暮らしたい割合が5年後56.9%、10年後53.3%、20年後46.3%と最も多い。
- ・第2位は一人暮らしを希望する割合が5年後28.7%、10年後27.6%、20年後24.5%
- ・グループホームを希望する割合が5年後6.2%、10年後8.1%、20年後10.6%

ウ 身体障害者・難病患者

- ・5年後から20年後まで家族と一緒に暮らしたい割合が50~70%と最も多い。
- ・第2位は一人暮らしを希望する割合が10~20%



・グループホームの希望は5年後から20年後まで3～6%であった。

③ 地域で生活（一人暮らしまたは家族と同居）するための希望等

ア 知的障害者

- ・居宅介護・移動支援サービスの充実、相談相手を希望する回答が多い。
- ・地域で生活するときに困ったことは、「契約手続きが分からない」「保証人がいない」と回答した割合が高い。
- ・住まいに関する意見、要望は、「グループホーム等施設の充実」「近隣の理解」「見守り体制の充実」の回答が多い。

イ 精神障害者

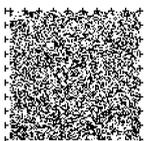
- ・居宅介護サービスの充実、相談相手、経済的支援を希望する回答が多い。
- ・地域で生活するときに困ったことは、「契約手続きがわからない」「保証人がいない」と回答した割合が高い。
- ・住まいに関する意見、要望は、「住宅支援」「経済支援」「住宅設備の充実」の回答が多い。

ウ 身体障害者・難病患者

- ・居宅介護の充実、経済的支援、見守りサービスを希望する回答が多い。
- ・地域で生活するときに困ったことは、「バリアフリー対応の物件がない」と回答した割合が高い。
- ・住まいに関する意見、要望は、「バリアフリー対応設備の充実」「経済支援」「住宅支援」の回答が多い。

(4) 障害児通所施設等利用者アンケート概要報告

- ① 公立の小・中学校の特別支援教室の充実、教職員の人的配置増員、知的障害児に対する支援の充実を望む。
- ② 保育園や学校などに、知識、理解のある心理士や作業療法士等、児童発達に関する専門の方が一人でも常勤されて、本人に対してのサポートがあると親として安心感がある。
- ③ 放課後等デイサービス事業所に専門職の職員を配置してもらい、個別に合った療育をしてもらいたい。
- ④ 親（世話する人）が病気や怪我をした時に、すぐに利用できるスポット的なサービスがあるといい。緊急時に預けられるサービス等、多様なサービスが受けられると、障害児も家族も、もっと楽に生活が出来るようになる。
- ⑤ 子どものうちに障害児と関わる機会を持つことにより、障害を個性と受け止めることができ、それが共生社会の一步だと思う。



7 設置要綱等

(1) 練馬区障害者検討委員会設置要綱

練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

18 練福障第 76 号

(設置)

第 1 条 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、福祉部長とする。

3 副委員長は、健康部長および練馬区保健所長とする。

4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

(1) 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画の策定の方針に関する事項

(2) 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画の内容に関する事項

(3) その他、委員長が必要と認める事項

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第 5 条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

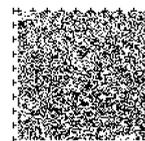
第 6 条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。



付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

付 則（平成 27 年 2 月 18 日 26 練福障第 1787 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 15 日 28 練福障第 2034 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 1 日 29 練福障第 393 号）

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

企画部企画課長

危機管理室区民防災課長

産業経済部経済課長

地域文化部文化・生涯学習課長

福祉部管理課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長

総合福祉事務所長（1 名）

高齢施策担当部高齢社会対策課長 高齢者支援課長 介護保険課長

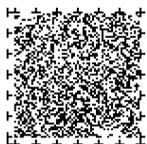
健康部健康推進課長 保健予防課長 保健相談所長（1 名）

地域医療担当部地域医療課長

都市整備部住宅課長

教育振興部学務課長 教育指導課長 学校教育支援センター所長 光が丘図書館長

こども家庭部子育て支援課長 保育課長



練馬区障害者計画（一部改定）

平成27～32年度（2015～2020年度）

第五期障害福祉計画

第一期障害児福祉計画

平成30～32年度（2018～2020年度）

平成30年（2018年）3月発行

練馬区 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4602（直通）

FAX 03-5984-1215

電子メール shogaisisaku02@city.nerima.tokyo.jp

